

平成22年(行ウ)第21号 公金支出金返還請求事件

原告 渋谷登美子 外2名

被告 嵐山町長 岩澤 勝

準備書面(2)

平成23年7月27日

さいたま地方裁判所 第4民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 佐竹 俊之
弁護士 太田 伸二

第1 本件補助金交付の法的性格

平成21年度部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部への補助金690,000円、平成21年度嵐土連への補助金745000円を被告が交付した行為については、いずれも処分性はなく贈与契約といえる。

しかし、贈与契約であるとしても、被告が自由に補助金を交付できるものではなく、「公益上必要がある場合」にのみ、「寄附や補助」を行うのである(地方自治法232条の2)。

そして、「公益上必要がある場合」に当たるか否かについては、当該地方自治体の長及び議会は個々の事例に即して判断することになるが、全くの自由裁量ではなく、客観的にも公益上必要であると認められなければならない(甲201)という点で、その裁量が羈束されたものであることはこれまでも再々述べてきたところである。

第2 団体に対する補助金等交付要綱の位置づけ

被告は、「団体に対する補助金等交付要綱」(甲19)の別表に記載された事業ではなくとも、補助金を使用しようと主張している。

しかし、「団体に対する補助金等交付要綱」は、町議会による議決を経た条例ではないが、被告が定めて町民に告示されているものであり、嵐山町HPにも掲載されている。このような同要綱は、補助金の交付という行政機関外部との関係を規定するものであって単なる行政の内部規約ではないのである。したがって、その解釈は分離からあまりに大きく離れたものとなつてはならないのであって、被告のするような恣意的な拡大解釈は許されない。

第3 嵐土連に対しての補助金交付の違法性

1 法 221 条違反による町への損害

(1) これまでの被告の主張から、被告から嵐土連への補助金によって、嵐土連が雇用する職員の人件費のおよそ半額を補助するという事態が、嵐土連が設立された昭和 59 年から続いていることが推測される。

この点、嵐土連では、金融機関とのオンライン化もできず、28 年前と同様の事務処理手続きで行っているというのが被告の主張であるが、パソコン及びソフトのリース料が決算で計上されている以上、事務の OA 化は進んでいると考えられる。

| 改良区・改良組合 | 組合費 (H20 年度一般 会計収入額・ 支出額) | 組合費償還 金 | 委託金融機関 | 賦課期日 |
|------------------------------|--|------------|---------------------------------------|---------------|
| 七郷北部 土地改良 区 (189 人) | 262,7000 (6,671,195・ 2,997,487) | 2,731,000 | 埼玉中央農業共同組合 くまがや農業共同組合 | 7月1日 11月1日 |
| 嵐山南部 土地改良 区 (215 人) | 3,097,000 (10,765,516・ 10,220,474) | — | 埼玉中央農業共同組合 埼玉懸信用金庫嵐山支 店 | 8月1日 |
| 嵐山中部 土地改良 区 (264 人) | 3,929,000 (16,953,884・ 14,672,215) | — | 埼玉中央農業共同組合 | 6月1日 |
| 北田土地 改良区 (117 人) | 5,248,000 (5,840,574・ 5,480,727) | — | 埼玉中央農業共同組合 くまがや農業共同組合 ふかや農業共同組合 | 7月1日 11月1日 |
| 遠山土地 改良組合 | | | 不明 | |
| 長沼下土地 改良組合 | | | 不明 | |
| 千手堂土地 改良組合 | | | 不明 | |

| | |
|----------|----|
| 馬内土地改良組合 | 不明 |
| 志賀土地改良組合 | 不明 |
| 杉山土地改良組合 | 不明 |

上記の表は、情報公開で入手した嵐土連の構成団体の組合費徴収の状況である。嵐土連事務員の扱う実際の金額は、甲 119 号証～甲 122 号証の資料のほか 6 団体からの組合費徴収ならびに事業支出等の管理に関わるものがあるが、嵐山町には、各土地改良団体に関する資料は不存在であった。

総額で数千円はあると推測される 10 団体の組合費賦課徴収や支払いについて、金融機関とのオンライン化を図らずに、昭和 59 年当時と同様の事務処理を行っているのは、人権費の半額補助交付が既得権化し、各団体の事務処理の合理化を図っていないことによると推測できる。

また、補助金交付の対象は「人件費」ではなく、「研修・事業促進活動」とされていることからすれば、被告は、人件費を半額補助したことによる「事業促進」の効果を検証しなけばならないが、これを 28 年間放置し続けている。

(2) 被告は、嵐土連は嵐山町の農地及びその周辺の環境を維持するために、4 土地改良区と 6 土地改良団体の組合賦課徴収とその会計事務を共同で処理するための事務を行っており、その人件費の半額負担をすることは適正な補助金交付であると主張している。

しかし、そうであるならば、構成団体の会計の適正運営についての調査が必要である。

嵐土連は、4 土地改良区と 6 土地改良団体から構成されており、仮に嵐土連への補助金交付額 745,000 円分を構成団体が均等に支出するとすれば、1 団体あたり 74,500 円である。

現在情報公開で入手できた資料から分かる 4 土地改良区の運営状況は、各団体でそれぞれ役員報酬、費用弁償、旅費が交付され、総会費、役員視察研修費が支出されている。

議会選出監査委員である安藤欣男が代表を務める七郷北部土地改良区において、平成 20 年度の決算(甲 119、P5)によると、役員報酬 230,000 円、役員会議費 315,000 円(費用弁償)、委員会費 162,500 円などの各名目で役員に支払われた金額の合計は 707,500 円であり、また、懇親会経費を含めた総会費は 251,019 円である。

このような、「お手盛り」とも言うべき決算の状況からすれば、組合費賦課徴収費を値上げせずとも、七郷北部土地改良区においては人件費半額の均等負担分 74500 円を支出できるはずである。

同様に南部土地改良区の平成 20 年度の決算（甲 120、P5）では、役員会費 311,000 円、委員会費 197,000 円、役員報酬 246,356 円で役員手当 754,356 円、研修費 200,000 円、総会費 178,225 円である。

また、嵐山町中部土地改良区においても同様で、平成 20 年度の決算（甲 121、P5）では、役員会費 387,850 円、委員会費 126,000 円、役員報酬費 240,000 円で、役員手当 753,850 円であり、総会費は 179,300 円である。

北田土地改良区においても、平成 20 年度の決算（甲 122、P5）は、役員会費 124,000 円、役員報酬 230,000 円で、役員手当が 354,000 円であり、会計事務賃金 30,000 円、総会費 117,039 円である。

情報を入手できなかった 6 土地改良団体の運営状況についても、上記と同様のものと推測できる。

各土地改良区ならびに各土地改良団体の運営を見直せば、嵐土連への負担金を増額することは可能であるはずである。被告による人件費半額分についての補助金交付は、むしろ各団体の経費の適正使用への見直しを促さない結果となり、マイナスの効果を生んでいる。

(3) 町のうち監査委員 2 名が、嵐土連の代表であり、監事であることより、各団体から役員報酬や費用弁償を収入として得ている。

嵐山町両監査委員は自己の利益を図るため、役員報酬等の金額や、総会等における飲食を伴う懇親のあり方を改めず、自らの所属する団体への補助金交付についての監査を怠っていると考えられる。これは、地方自治法 221 条が求める調査を怠っているものと言わざるを得ない。

(4) 被告嵐山町では平成 18 年 1 月行財政改革大綱を公表し、それにしたがって行政改革を進めている。行財政改革大綱は条例ではないが、長期的な展望のもとに、財政困難な時代に立ち向かう嵐山町の政策である。

しかし、被告は、嵐土連の補助金交付に対し、行政改革大綱に基づくことなく既得権化を許し、補助金交付の事業評価もせず、長年人件費の半額補助を続け、法 2 条 14 項、地方財政法 4 条に反する自体を放置してきたものである。

第 4 部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部への補助金交付の違法

1 予算区分主義に反する違法性

部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部への補助金についても、「公益上必要のある場合」にのみ交付されるべきものである。この点、補助金交付の対象となる部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部の事業は、団体に対する補助金等

交付要綱の別表によると「各種研修会、大会及び集会参加」である。

ところで、乙3号証を、甲28号証と組み合わせたものが、別表4である。別表4によると、部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部が受領した補助金からの支出のうち、会議参加費、活動費、県連郡協連絡費、旅費、土産代、食事代、新聞代、監査代は、嵐山町の予算区分のうちの2款「総務費」、1項「総務管理費」、11目「人権対策費」の19節「負担金補助及び交付金」の対象に当たるとはならない。

嵐山支部は、旅費として距離等にかかわらず1回一律3000円を支給し、会議参加費と活動費として、参加者に日当として1回7000円を支給していた。その金額が合理的なものであるかは全く不明である。食事代、土産代、新聞代、書籍代として計上されているものは、個人的な消費に対する支出であるとは考えられない。「県郡協連絡費」なる経費も計上されているが、どのような性質の経費か不明である。

乙3号証から分かる嵐山支部の支出のうち、「負担金補助及び交付金」の対象となりうるのは、郡協負担金80,000円、7月21日の比企郡市総会宿泊費30,000円、11月18日の第29回研究会負担金8,000円、1月21,22日の比企郡市協議会負担金30,000円のみである。

他の支出は、対象事業が補助金を交付するにたる公益性があるか否かの議論以前に、「負担金補助及び交付金」の対象とはならないものであり、予算区分主義に反する違法な贈与契約であり、被告による違法な支出である。

2 公益性不存在の贈与の執行

負担金補助および交付金の対象となりうる「郡協負担金、比企郡市協議会宿泊費、研究会負担金」についても、嵐山町人権政策総体のなかでのバランスを欠き、部落解放同盟嵐山支部の自立を阻害するため、公益性がないと言ふほかない。

3 地方自治法221条違反

被告は、乙3号証について平成22年6月14日に調査しているが、例えば、部落解放同盟嵐山支部が、自らの基準において一律に旅費3000円、日当7000円と決定して支出をしているが、その金額算定の根拠について確認するなどのことをしていない。

そのような調査は、予算の執行状況について、首長に付与されている調査権を十分に行使したとはいえず、その職責に応えたものとはいえない。

第2 監査請求前置について

1 差し止めの監査請求が前置されていること

原告は、平成22年5月6日付で、平成21年に交付した補助金の返還及び平成22年以降の補助金交付の差し止めについて、嵐山町監査委員に対し

て監査請求を行ったが、平成22年7月5日付で棄却されている(甲1)。

この点、被告は準備書面(2)において、平成22年の補助金交付について、原告らの訴えは監査請求を経ていない不適法なものであると主張する。

しかし、住民訴訟においては、監査請求と住民訴訟との「請求の同一性」が問題とされるどころ、公金の支出の差し止めを求める監査請求をした者が、違法に公金が支出されたことを理由とする旧4号損害賠償請求を提起できることについては、ほとんどの裁判例が肯定してきたところである(東京地裁昭和53年5月31日行集29巻5号1111頁、神戸地裁平成3年2月25日行集42巻2号267頁など)。

そして、上記の裁判例の趣旨は新4号請求においても妥当するものである。

よって、被告の主張は失当である。

2 返還を求める監査請求

なお、原告らは、本年6月16日付で、平成22年に交付された補助金の返還の請求の措置をとるよう求める監査請求を行っている(甲202)

以上